

国産プラスチック原料用米使用者向け政府所有米穀の買受資格の申請について

国産米のプラスチック原料用への円滑かつ継続的な利用を促進し、脱炭素社会の推進に寄与するとともに、国産米の新たな市場開拓を図るため、プラスチック原料に仕向ける目的で生産された国産米（以下「国産プラスチック原料用米」という。）のプラスチック原料への利用に取り組む者に対して、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第29条及び第30条に基づき、プラスチック原料用として政府所有米穀を特別に販売することとし、「国産プラスチック原料用米の利用促進のための政府所有米穀の特別販売要領（令和5年9月26日付け5農産第2263号農産局長通知。以下「プラ用特別販売要領」という。）において買受資格者の要件を定め、買受資格審査の申請の受付を行います。

買受資格の審査を希望される方は、下記事項を御了知の上、申請を行ってください。

＊ 定期受付のほか、随時受付も行っています。

記

1 売渡しの対象となる米穀

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が、政府所有米穀の中から、需給事情等を考慮して、国産プラスチック原料用米使用者向けプラスチック原料用米穀（以下「プラスチック用米穀」という。）を定め、販売します。

2 販売用途

プラスチック用米穀の用途はプラスチック原料用のみ限定しています。

3 買受資格者の要件

プラスチック用米穀の買受資格者は、(1)の条件のすべてに該当し、かつ、(2)の承諾事項のすべてを承諾した者としします。

(1) 条件

ア 国産プラスチック原料用米の買受契約を締結している者であって、その数量の確認が可能な者であること。

イ プラ用特別販売要領第4の年間販売限度数量が1トン以上となる者であること。

ウ 資力信用状況その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者であること。

エ 米穀の流通に関する法令（法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37

年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金以上の刑に処せられた場合(個人の場合にあってはその者、法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者(以下「役員等」という。))が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合を含む。)にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

オ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

カ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

キ 役員等(代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(2) 承諾事項

ア プラスチック用米穀の引渡しについて、当該米穀の保管場所における在姿による引渡しを承諾した者であること。

イ プラ用特別販売要領第2の2の(4)の確認に関し関係帳簿書類の確認等を受けることを承諾し協力する者であること。

ウ プラスチック用米穀を買い受けてから使用し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を使用後2年間保存することを承諾した者であること。

エ 商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾した者であること。

オ プラスチック用米穀の不適正流通の事実が確認された場合は、プラスチック用米穀の買受資格が取り消され、違約金の納付、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに不適正流通の内容が公表されることを承諾した者であること。

4 資格審査の申請

(1) 申請の方法及び受付期間

資格審査の申請は、5に掲げる申請に必要な書類を、(3)に掲げる受付場所に令和8年8月10日(月)までに持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

ア 持参する場合

申請に必要な書類は、土日祝日を除く10時から17時まで(12時から13時までを除く。)の間に持参してください。

イ 郵送する場合

申請に必要な書類は、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により送付してください(受付時間内必着)。

なお、封書の表面に、朱書きで「プラスチック用特別販売買受資格審査申請書在中」と記載してください。

ウ 電子メールによる場合

申請に必要な書類は、容易に書き込みが出来ない電子媒体（PDFなど）に変換し、可能な限り一つのファイルとした上で、以下のアドレスに送付してください。

なお、件名に「プラスチック用特別販売買受資格審査申請書（申請者の商号・名称を記入）」を記載の上、メール1通当たり7メガバイトとし、複数の電子メールとなる場合は、件名の申請者の商号・名称の後に（分割番号／通し番号）を付けてください。

電子メール受信を受診すると、その旨メールで返信しますが、3開庁日までに返信がない場合には、以下の連絡先までお問合せください。

宛 先：shikakushinsatou@maff.go.jp

連絡先：03-6744-1353

(2) 申請書の入手方法

申請書は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課において交付します。

また、農林水産省のホームページ（以下のURL）から申請書を出力することも可能です。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/hanbai_plastic.html

(3) 受付場所

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省

農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

担当：三浦

電話：03-6744-1353（直通）

5 資格審査の申請に必要な書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 国産プラスチック原料用米使用者向け政府所有米穀の買受資格審査申請書【別添1】
- (2) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- (3) 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- (4) 納税証明書
未納税額のないことを証明する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の2）（個人の場合）又は別紙第9号様式（その3の3）（法人の場合））
- (5) 国産プラスチック原料用米の買受契約数量を確認できる書類（売買契約書又はこれに類する書類）

- (6) 事業規模を確認できる書類（プラスチック原料として使用した米穀の数量や米穀を原料に使用したプラスチックの製造量等）
- (7) 承諾及び誓約書【別添2】
- (8) 申請者がプラスチック用米穀の加工を委託する場合は、プラスチック用米穀の加工を委託された者（以下「加工受託者」という。）の名称及び住所を記載した書類並びに当該加工受託者の事業実態を確認できる書類。ただし、加工受託者が政府所有米穀の買受資格を有する場合は、当該加工受託者の事業実態を確認できる書類の提出を省略できるものとする。
- (9) 買受資格審査申請書チェックリスト

6 現地確認

資格審査に当たって、申請者について、その所在地を管轄する地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の職員が現地確認を行います。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果（買受資格の有無）は、資格確認通知書（資格が認められた場合）又は通知書（資格が認められなかった場合）により、書面にて申請者に通知します。

8 買受資格者名簿の公表

- (1) 有資格者と認められた場合には、有資格者の名簿（以下「買受資格者名簿」という。）に商号又は名称、代表者氏名及び住所の情報が登載されます。
- (2) 買受資格者名簿は、農林水産省ホームページに掲載されます。また、農林水産省農産政策部貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像画面に表示する方法で公表されます。
- (3) 政府所有米穀の売買契約を締結した場合は、商号又は名称及び代表者氏名が農林水産省ホームページに公表されます。

9 資格の有効期間

買受資格の有効期間は、有資格者となった日から令和11年9月30日までとします。

10 帳簿等の整備及び報告

有資格者は、プラスチック用米穀の受払状況を国産プラスチック原料用米使用者向けプラスチック原料用米穀受払状況報告【別添3】により毎月取りまとめの上、その翌月20日までに農産局長への報告が必要になります。

11 買受資格の停止及び取消し

農産局長は、有資格者が、政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る

処分等基準（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行い、この旨を通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の名称が農林水産省ホームページにおいて公表されます。

12 秘密の保持

資格の審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

13 その他

上記の内容について質問等がある場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班にお問い合わせください。

国産プラスチック原材料用の利用促進のための政府所有米穀の特別販売要領の運用について

令和8年7月13日
農林水産省農産局

国産プラスチック原材料用の利用促進のための政府所有米穀の特別販売要領（令和5年9月26日付け5農産第2263号農産局長通知。以下「特別販売要領」という。）の運用については以下のとおり定める。

- 特別販売要領第4の規定にかかわらず、令和8年10月期から令和9年9月期における年間販売限度数量については、令和6年10月期から令和7年9月期の国産米のプラスチック用への使用実績数量（見込み分を含む。）又は国産米のプラスチック用年間予定使用契約数量のいずれかの8倍とする。